

19 都市建企第 119 号
平成 19 年 5 月 29 日

(社)東京建設業協会 会長 殿

東京都都市整備局市街地建築部長

金子 敏夫

(公印省略)

建築基準法第 7 条の 3 の規定に基づく建築物に関する
中間検査に係る特定工程の指定について (依頼)

平素より、東京都の建築指導行政に対し、ご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

東京都では、平成 11 年度から建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 7 条の 3 の規定に基づき、中間検査の対象建築物及び特定工程等について指定 (平成 16 年東京都告示第 925 号) し、中間検査を実施しているところです。

この度、構造計算書偽装問題を受けて、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 92 号)、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成 19 年政令第 49 号) 等が公布され、平成 19 年 6 月 20 日から施行されることとなりました。これに伴い、東京都では下記のとおり、中間検査制度の見直しを行い、別紙のとおり建築基準法第 7 条の 3 の規定に基づく建築物に関する中間検査に係る特定工程について指定 (東京都告示第 765 号) しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会員、建築関係技術者等の関係者の方々に周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

記

1 経緯及び目的

これまで、東京都においては、建築基準法 (以下「法」という。) 第 7 条の 3 の規定に基づき、平成 11 年東京都告示第 690 号及び平成 16 年東京都告示第 925 号により中間検査の特定工程等を指定し、中間検査を実施することにより、安全で安心なまちづくりを推進してまいりました。

この度、法改正により、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の規定において、階数が 3 以上である共同住宅が新たに中間検査の対象とされました。これに伴い、法第 7 条の

3第1項第1号で規定するものについて、東京都の告示の対象から外すこととしました。また、法第7条の3第1項第1号の規定では、計画通知を中間検査の対象としたことから、東京都の告示についても計画通知を対象としました。

今後も更なる安全で安心なまちづくりを推進していくために、中間検査制度を充実させてまいります。

2 告示の概要

(1) 対象区域

23区、市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市及び日野市の区域を除く。）、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域

(2) 中間検査を行う期間

平成19年6月20日から平成22年6月30日まで

(3) 中間検査対象となる建築物

新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、法第7条の3第1項第一号に定めるもの（階数が3以上である共同住宅）を除く。

(4) 指定する特定工程

ア 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造は1階の鉄骨建て方工事

イ 鉄筋コンクリート造は、2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（プレキャストコンクリート造等の当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付け工事）

ウ 木造は、屋根工事

エ その他の構造は、2階の床工事

オ 延べ面積1万㎡を超える建築物は、ア～エの特定工程に加えて基礎の配筋工事（先行床のある場合は、当該床版の配筋工事）

(5) 指定する特定工程後の工程

ア 鉄骨造は、2階の床版の取付け工事又は型枠工事その他これらに類する工事

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造は、柱又ははりの配筋工事

ウ 鉄筋コンクリート造は、2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事（プレキャストコンクリート造等の当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事）

エ 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事

オ その他の構造は、壁の外装工事または内装工事

カ 延べ面積1万㎡を超える建築物は、ア～エの特定工程後の工程のほか、基礎の配筋工事については、基礎のコンクリート打込み工事（先行床の場合は、当該床版のコンクリート打込み工事）

(6) 適用の除外

法第 68 条の 20 の認証型式部材等である建築物又は法第 85 条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しません。

3 運用上の留意点

(1) 施行について

ア 平成 19 年 6 月 20 日以降に、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物を新告示（平成 19 年東京都告示第 号）の適用対象とします。

イ 平成 19 年 6 月 19 日までに、建築確認が申請された建築物は、旧告示（平成 16 年東京都告示第 925 号）を適用します。

ウ 平成 19 年 6 月 19 日までに、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物で、平成 19 年 6 月 20 日以降に申請された計画変更については、新告示（平成 19 年東京都告示第 号）の適用から除外します。

エ 2 (1) の対象区域ではない八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市及び日野市の中間検査制度については、それぞれ特定行政庁の窓口にてお問い合わせいただくようお願いします。

(2) 検査対象部分について

ア 中間検査にあたっては、特定工程に達した時点における敷地内の建築物及びその敷地が建築基準法及び関係規定に適合してことを確認する必要があります。

イ 2 (4) 指定する特定工程ア～エのうち、二種類以上の工程に該当する場合は、当該工程のうち、早期に達する工程を対象とします。

ウ 2 (4) 指定する特定工程ア～オのうち、工区を二以上に分けた場合は、当該工程のうち、早期に達する工区の工程を対象としますが、制度の趣旨から、対象とする階の過半以上の床面積が対象となるように工区分けされた場合を想定しているため、小規模の工区を設定した場合については、検査時期の調整を行うなどの対応が必要となります。

エ 同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、棟毎の特定工程において、検査を行うものとします。

オ 特定工程が基礎の配筋工事である場合の検査対象床面積は、当該検査部分に面する最下階部分の床面積とし、2 回目の特定工程（2 (4) ア又はイ等）における検査対象床面積は、2 階部分までの検査対象床面積（地階のある場合は、当該床、はりの配筋工事がおこなわれた部分の床面積を含む。）から 1 回目の検査対象床面積を除いた面積とします。

カ 特定工程が先行床の配筋工事である場合の検査対象床面積は、先行床部分の面積とし、2 回目の特定工程（2 (4) ア又はイ等）における検査対象床面積は、2 階部分までの床面積（地階のある場合は、当該床、はりの配筋工事がおこなわれた部分の床面積を含む。）から 1 回目の検査対象床面

積を除いた面積とします。

キ 中間検査申請書を受理する際には、設計変更などによる計画変更確認等の手続きが完了し、特定工程までの部分について工事監理者の検査及び必要な手直しが行われていることが必要です。

【連絡先】 東京都都市整備局市街地建築部
建築企画課建築係 築比地、福山
TEL 03-5388-3343 (直通)

平成 19 年東京都告示第 765 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成 19 年 5 月 18 日

東京都知事 石原 慎太郎

1 中間検査を行う区域

特別区、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域

2 中間検査を行う期間

平成 19 年 6 月 20 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

3 中間検査を行う建築物の規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上のもの。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する建築物を除く。

4 指定する特定工程

(1) 延べ面積が 1 万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち 2 以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を 2 以上に分けて施工する場合は 2 以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、1 階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）

ウ 木造にあつては、屋根工事

エ アからウまでに規定する構造以外のものにあつては、2 階の床工事

- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあつては、(1)に規定する特定工程のほか、基礎に鉄筋を配置する工事（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事のある場合は当該床版に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。）を特定工程とする。

5 指定する特定工程後の工程

- (1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

ア 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事

ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事）

エ 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事

オ アからエまでに規定する構造以外のものにあつては、2階の柱又は壁の取付工事

- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあつては、(1)に規定する特定工程後の工程のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事にあつては、当該床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の

工程とする。

6 適用の除外

法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この告示は、平成19年6月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成19年東京都告示第764号による廃止前の平成16年東京都告示第925号に定めるところによる。